

大阪市立学校園における 始業日・終業日（修了日）の弾力的な運用について

令和3年4月

保護者・地域の皆様へ

大阪市教育委員会

保護者・地域の皆様におかれましては、平素より、本市教育行政にご理解、ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

このたび、校園長の裁量権拡大の観点から、教育活動のための時間確保には最大限留意しながら、休業日を柔軟に設定するなど、より効率的・効果的な学校園運営を行うことができるようにするため、大阪市立学校管理規則に基づき、各学期の始業日・終業日（修了日）を、校園長の判断により、令和3年7月から次の通り弾力的に運用できることとします。

つきましては、運用の趣旨をご理解のうえ、ご協力いただきますようお願いいたします。

学校園が弾力的に運用できること

- 長期休業期間について、現状の大阪市立学校管理規則で定めているものを基準として、校園長の裁量により期間を変更できることとします。ただし、終業日（修了日）の前倒しや始業日の後ろ倒しを行う場合については、それぞれの休業期間の前後1日（土日祝を除く）までの範囲での変更とします。
- 小中学校において、終業日（修了日）を1日前倒しする際は、給食実施後、午後に終業式（修了式）、もしくは授業を行うことし、始業日を1日後ろ倒しする際は、給食実施後、午後にも授業を行うこととします。幼稚園においては、午前保育日とし、午前中に終業式または始業式を実施することも可能とします。

※ 校園によって運用の方法が異なります。詳しくは、各校園からのお知らせにてご確認ください。

【お問い合わせ先】

大阪市教育委員会事務局指導部

初等・中学校教育担当

電話 06-6208-9186